

群馬大学共同教育学部カリキュラム委員会規程

令和 2. 4. 1 制定

改正 令和 3. 9. 15

(設 置)

第1条 群馬大学共同教育学部及び群馬大学大学院教育学研究科のカリキュラムの在り方を検討するため、群馬大学共同教育学部カリキュラム委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 共同教育学部及び教育学研究科のカリキュラムの策定、点検及び改善に関すること。

(2) その他カリキュラムに関する必要事項

(組 織)

第3条 委員会は、学部長が指名する7人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、学部長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は、委員の過半数の出席がなければ聞くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に専門部会を置くことができる。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、教務係において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は，令和3年9月15日から施行する。
- 2 この規程施行後，最初に指名される第3条第1項の委員の任期は，第2項の規定にかかわらず，令和4年3月31日までとする。